

京 都 大 学 国 際 高 等 教 育 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(附属センター)</p> <p>第22条 } (略)</p> <p>2～6 }</p> <p>(後 略)</p>	<p>(附属センター)</p> <p>第22条 } (同 左)</p> <p>2～6 }</p> <p><u>(吉田カレッジオフィス)</u></p> <p><u>第22条の2 教育院に、吉田カレッジオフィスを置く。</u></p> <p><u>2 吉田カレッジオフィスは、Kyoto University International Undergraduate Program (Kyoto iUP) (以下本条において「Kyoto iUP」という。)に係る次の各号に掲げる業務を行う。</u></p> <p><u>(1) Kyoto iUP の実施に関し総括し、及び連絡調整すること。</u></p> <p><u>(2) 広報及び海外リクルートに関すること。</u></p> <p><u>(3) カリキュラムの編成及びこれに係る関係学部との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(4) 予備教育履修者の選抜及びこれに係る関係学部との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(5) 就学支援及び生活支援に関すること。</u></p> <p><u>(6) その他 Kyoto iUP の実施に関し必要な事項</u></p> <p><u>3 吉田カレッジオフィスに、室長及び副室長並びに専任及び兼任の室員を置く。</u></p> <p><u>4 室長は、本学の専任教授のうちから教育院長が委嘱し、吉田カレッジオフィスの業務を総括する。</u></p> <p><u>5 副室長は室員のうちから室長が指名する者をもって充て、室長を補佐するとともに、必要な連絡調整を行う。</u></p> <p><u>6 室員は教育院長が委嘱し、吉田カレッジオフィスの業務に従事する。</u></p> <p><u>7 前各項に定めるもののほか、吉田カレッジオフィスに関し必要な事項は、教育院長が定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成29年12月1日から施行する。</p>